

沖縄県辺野古沖事故を巡る文部科学省の見解の撤回及び教育内容への  
不当な介入停止を求める意見書について

沖縄県辺野古沖事故を巡る文部科学省の見解の撤回及び教育内容への不当な介入停止を  
求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和8年6月26日

旭川市議会  
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

中 村 みなこ

まじま 隆 英

石 川 厚 子

能登谷 繁

沖縄県辺野古沖事故を巡る文部科学省の見解の撤回及び教育内容への  
不当な介入停止を求める意見書

沖縄県名護市辺野古沖において発生した小型船転覆事故により、研修旅行中であった生徒を含む2名の尊い命が失われた。学校において生徒の生命を守る安全配慮義務の徹底は何よりも優先されるべきであり、下見の未実施や乗船前の安全指導の欠如など、校外活動の安全管理上のずさんな問題については厳しく是正されなければならない。

文部科学省は本事故の直後、当該校の研修旅行における平和学習を捉え、教育基本法第14条第2項に違反するとの見解を示した。これは、教育の本質を揺るがす深刻な問題である。1947年の教育基本法施行以来、個別学校の教育内容に対して国が同法違反を認定したのは初めての前例なき事態であり、教育の自主性を脅かす極めて異例な権力介入と言わざるを得ない。政府がすべきことは、事故を政治的に利用して教育内容に介入することではなく、校外活動の確実な安全確保を図ることである。

よって、政府においては、教育の自主性及び自由な平和教育・主権者教育を保障すべきであり、文部科学省の見解の撤回及び教育内容への不当な介入の停止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会